Angelfish 日本語ヘルプサービス契約書

本契約は、お客様が アクセスログ解析ソフトウェア Angelfish (以下、「Angelfish」といいます)の年間サービスについて、所定の申し込みを行った後、自動的に成立するものです。従って、日本語ヘルプサービスの提供を希望するお客様で所定の申し込みを行った場合は、予め本契約を通読し、全ての項目に同意したと見なされます

第1条 対象ソフトウェア

1. Angelfish を対象とします。

第2条 日本語ヘルプサービスの内容

- 1. お客様が、インターログへ、日本語へルプサービスの対象範囲で、問い合わせをEメールで行った場合に、Eメールで回答いたします。
- 2. Eメール以外の電話やFAXでの問い合わせや回答は行わないこととします。また、お客様先へ訪問しての日本語へルプサービスも行わないものとします。
- 3. 日本語へルプサービスの受付は、Eメールでいつでも受付けいたしますが、問い合わせの回答は、土曜・日曜・祭日及び夏季・年末年始・ゴールデンウイークは休みとさせて頂きます。ただし、緊急度の高い問い合わせについては、可能な限り迅速に対応することとします。

第3条 契約期間と料金

- 1. 本契約の期間は、お客様が「Angelfish 年間サービス料金」を、インターログ指定の口座へ入金され、 提供される Angelfish ライセンスの有効期間と同じ期間といたします。
- 2. 「Angelfish 年間サービス料金」は、インターログのホームページにて掲載されている料金といたします。

第4条 免責事項

- 1. インターログは、発生した不具合や問題の程度が大きい時、その他お問い合わせに対する対応が困難であると判断させていただいた時など、不具合や問題が改善されない、あるいはご要望にお応えしかねる場合がございます。また、日本語ヘルプサービスはお客様を満足させる内容であることを保障するものではありません
- 2. 日本語ヘルプサービスを利用し、あるいは利用できなかったことにおいて発生した、直接的や間接 的に発生する損害や逸失利益など、インターログは一切の保証と責任は負いません。また、お客様 自身が責任を負うことを同意するものとします。

第5条 契約の解除

- 1. Angelfish 年間サービスが終了した場合、本契約も終了とします。
- 2. お客様が希望する、しないに関わらず、本契約を解除した場合、お客様が支払い済みとなった料金は、払い戻さないものとします。

第6条 その他

1. 本契約書に関連して発生した一切の紛争については、東京都府中市の管轄する裁判所とします。